



## 民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

### 第10回 葬儀費用について

#### 【相談事例】

父が亡くなり、長男A（依頼人）が相続人である弟B、妹Cから推されて喪主となり、父の葬儀を行いました。葬儀費用が150万円かかりましたが、香典から支出することにしました。

- Q1 香典が200万円の場合、残った50万円は、遺産として兄弟でわけべきでしょうか。
- Q2 香典が100万円だった場合、不足する50万円は誰が負担すべきでしょうか。遺産から支払ってもいいのでしょうか。
- Q3 父が生前に互助会など、葬儀費用に充てるためにお金を積み立てていた場合、その積立金は葬儀費用にあてていいのでしょうか。
- Q4 そもそも「葬儀費用」にはどのようなものが含まれるのでしょうか。

#### 【A.1】

香典は、被相続人の葬儀に関連する出費に充当することを主たる目的として、葬儀の主宰者（喪主）に帰属すると考えられます（東京家審昭44・5・10）。したがって、香典から葬儀費用を支出し、その残金があれば葬儀主宰者（喪主）に帰属すると考えられます。問題1では残った50万円の香典は長男Aが取得することになります。

ただし、地域の慣習、特殊事情等を考慮して判断されるべきですので、例えば、喪主と葬儀主宰者が別に立てられる場合は、喪主ではなく葬儀主宰者が香典の帰属主体となり、葬儀費用の負担者となる場合も考えられます。

#### 【A.2】

裁判例（名古屋高裁昭24・3・29）では、理論的には葬儀費用などは葬儀の喪主が負担すると考えているようです。したがって、Q2では、不足する50万円は喪主である長男Aが負担することになります。つまり、父親の遺産から葬儀費用の不足分を支出（控除）することはできないのが原則です。これは、葬儀費用は死亡後に発生した債務であり、相続債務と考えないことによるものです。

ただし、通常は、足が出た費用を喪主や相続人の間で話し合っで決めるのが一般的です。また、遺産の中から出すということも行われています。さらに、たとえば遺言で法定相続分を大幅に変更している場合は、取得する遺産の多いものが葬儀費用を負担するという解釈も可能と思われます。

なお、上記の通り、葬儀費用は相続債務ではありませんので、遺産から控除することができないのが原則となりますが、相続税法上の扱いは少し異なります（相続税法13条、基本通達13-4~5）。例えば葬式の費用、火葬、埋葬、納骨するためにかかった費用、お通夜の費用、寺に支払ったお布施、読経料、戒名料などは相続財産として控除することができます。

### 【A.3】

最近では、生前に葬儀に関する契約をし、葬儀内容を決めるとともに、互助会などに葬儀費用を積み立てる場合も多く見られます。このような場合、亡くなった人が契約の当事者であり、葬儀費用の負担方法も定めておくのが通常ですので、当該契約の内容にしたがって、葬儀費用の負担が決まります。このような場合、亡くなった方が自己の遺産から葬儀費用を支払うことを定めていることが多いですので、一度喪主が立替えて支払ったとしても、相続財産のうち当該積立金に相当する部分は、遺産から控除して先立って清算することができます。

### 【A.4】

葬儀費用には、通夜、告別式、火葬などの過程で要する各費用が含まれます。裁判例（東京地裁昭和61・1・28）では、「死者をとむらうのに直接必要な葬式費用」と解したものがああります。具体的には、棺その他の葬具、葬式場設営、僧侶の読経・宮司の祭祀祈禱、火葬の費用、通夜・告別式の参列者の飲食代、納骨代等（葬儀業者、宗教者、食事・会葬御礼品などの提供業者、火葬場運営者等を支払先とするもの）が含まれるとされています。

他方、墓地の代金、葬儀後の見舞客の接待費用は含まれないとされています。葬儀後の法要・忌日祭等の儀式に要する費用については見解が分かれていますので、当然に葬儀費用に含まれると考えないでおくべきでしょう。

